

# 令和元年6月市議会定例会提出案件

提出案件 14 件	議案 11 件	予算案件 1 件 条例案件 6 件 単行案件 4 件	報告案件 3 件
-----------	---------	----------------------------------	----------

## I 予算案件

- 1 令和元年度会津若松市一般会計補正予算（第2号）

## II 条例案件

- 1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例
- 2 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## III 単行案件

- 1 財産の取得について
- 2 財産の取得について
- 3 会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事請負契約の締結について
- 4 公営住宅建設事業城前団地第2棟新築工事請負契約の一部変更について

## IV 報告案件

- 1 平成30年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 2 平成30年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 3 平成30年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

## II 条例案件

### 1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 個人市民税関係

##### ① 改正内容

ア 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除の対象となる寄附金を、一定の基準に適合するものとして総務大臣が指定する都道府県又は市区町村に対する寄附金（特例控除対象寄附金）とすることとした。

イ 住宅借入金等特別税額控除の適用を令和 15 年度分まで2か年度分延長するとともに、当該控除の適用を受けるための要件（納税通知書が送達される時までに提出された申告書に、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等）を不要とすることとした。

ウ 所得税の年末調整の適用を受けた給与所得者が個人市民税の申告書を提出する場合において、所得税に係る所得控除に関する確定申告書の記載事項が所得税に関する法令の規定により一定の簡便な記載とされたことに伴い、これに相当する個人市民税の申告書の記載事項についても同様に簡便な記載ができることとした。

エ 個人市民税の非課税措置の対象者として、単身児童扶養者（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を加えることとした。

オ 給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、市長に提出する扶養親族等申告書にその旨を記載することとした。

##### ② 施行期日等

ア及びイは公布の日から施行し、アについては令和元年6月1日から、イについては平成31年度以後の年度分の個人市民税について適用することとした。

また、ウ及びオは令和2年1月1日から、エは令和3年1月1日から施行することとした。

#### (2) 法人市民税関係

##### ① 改正内容

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電子申告（地方税共同機構を經由して地方税関係手続用電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法）を義務付けられた大法人（内国法人のうち資本金又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社）の法人市民税の申告について、電気通信回線の故障、災害等により電子申告が困難であると認められる場合において、市長の承認（又は法人税に係る所轄税務署長の承認）を受けたときは、納税申告書（紙媒体）を提出することにより行うことができることとした。

- ② 施行期日  
公布の日から施行することとした。

(3) 軽自動車税関係

① 改正内容

ア 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（燃費性能の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分に限って税率を軽減する特例措置）について、平成31年度及び令和2年度に取得する分まで現行の特例措置を延長することとした。

イ 令和3年度及び令和4年度に取得する軽自動車に係る種別割のグリーン化特例について、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（いずれも自家用の乗用のものに限る。）に限り、現行の特例措置を適用することとした。

ウ 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得する軽自動車（自家用乗用車に限り、新車・中古車を問わない。ただし、取得価格50万円以下のものを除く。）について、令和元年10月1日から導入する軽自動車税の環境性能割（軽自動車の取得時に当該軽自動車が有する環境性能に応じ課される。自動車取得税の廃止に併せて導入。）の税率を非課税とし、又は1%軽減することとした。

エ 県知事が環境性能割の適用を受ける軽自動車に該当するかどうかの判断をするとき、及び市長が種別割のグリーン化特例の適用を受ける軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき行うこととした。

オ 県知事又は市長は、納付すべき環境性能割の額及び種別割（グリーン化特例）の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによる場合は、当該認定等の申請者又はその一般承継人を当該不足額に係る軽自動車の所有者とみなして、環境性能割及び種別割に関する規定を適用する等の措置を講ずることとした。

② 施行期日

ア、ウ、エ、オは令和元年10月1日から、イは令和3年4月1日から施行することとした。

## 2 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、国家公務員の超過（時間外）勤務命令の上限の設定に係る人事院規則の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

時間外勤務命令を行うことができる時間数に上限を設定することに伴い、職員に時間外勤務命令を行う場合において必要となる事項について規則で定めることとした。

### (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 3 会津若松市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票所の投票管理者等の報酬の額を引き上げることとした。

### (2) 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙から適用することとした。

#### 4 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例

この案件は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

##### (1) 改正内容

第1号被保険者のうち、第1段階から第3段階までにあるもの（生活保護を受けているもの、本人及び世帯全員が市民税非課税世帯）に係る平成31年度分の介護保険料について軽減措置を拡大することとした。

##### (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### 5 会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この案件は、国民健康保険の被保険者とならない者について定めるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

##### (1) 改正内容

特定の児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に養育を委託されている児童であって、扶養義務者の無いものを、国民健康保険の被保険者とならないものとして定めることとした。

##### (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 6 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

- ① 国民健康保険税（基礎課税分）の課税限度額を引き上げることとした。
- ② 応益割の5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準額を引き上げ、国民健康保険税の軽減の対象世帯を拡大することとした。

### (2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとした。

### Ⅲ 単行案件

#### 1 財産の取得について

この案件は、消防団に配備するため、消防ポンプ自動車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件  
消防ポンプ自動車 1台
- (2) 取得金額  
21,230,000円
- (3) 取得の方法  
指名競争入札
- (4) 取得の相手方  
会津若松市桧町2番41号  
会津消防用品株式会社

#### 2 財産の取得について

この案件は、小中学校に配置するため、電子黒板機能付きプロジェクター等を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
  - ① 超短焦点プロジェクター 55台
  - ② インタラクティブホワイトボード 55台
  - ③ インターフェースボックス 55台
- (2) 取得金額  
19,221,840円
- (3) 取得の方法  
指名競争入札
- (4) 取得の相手方  
会津若松市町北町大字上荒久田字崖下74番地の1  
有限会社ピー・エス・シー

### 3 会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事請負契約の締結について

この案件は、会津総合運動公園あいづ総合体育館の屋根を改修するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名  
会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事
- (2) 工事場所  
会津若松市門田町大字御山地内
- (3) 契約金額  
226,380,000 円
- (4) 工事の概要
  - ① 厚さ0.4mm ガルバリウムカラー鋼板（厚さ4mm ポリエチレンシート裏張り）  
葺替え 5,368 平方メートル
  - ② 塔屋部外壁塗装弾性ウレタントップコート塗り 148 平方メートル
- (5) 契約の方法  
制限付一般競争入札（総合評価方式による）
- (6) 契約の相手方  
会津若松市追手町5番36号  
会津土建株式会社



#### 4 公営住宅建設事業城前団地第2棟新築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た公営住宅建設事業城前団地第2棟新築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名

公営住宅建設事業城前団地第2棟新築工事

(2) 契約金額

変更前 204,363,000 円

変更後 208,563,900 円

#### IV 報告案件

1 平成 30 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た地域医療介護総合確保基金事業補助金等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 平成 30 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、平成 30 年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 平成 30 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た扇町土地区画整理促進事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。